平成２３年（フ）第２６３号
川崎市多摩区宿河原６丁目11番４号
債務者　内藤　優子（旧姓稲川）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
川崎市多摩区堰１丁目27番13号　廣澤方
債務者　鈴木　利己
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
川崎市高津区諏訪２丁目９番９号、前住所東京都大田区南蒲田２丁目13番２号　ドエルＢＭ101
債務者　古重　敏明
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
川崎市川崎区小田４丁目24番２号　コーポパークサイドＢ102
債務者　大島佳代子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
川崎市幸区下平間68番地１　下平間住宅１―307
債務者　大久保順子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８５０号
横浜市中区竹之丸141番地
債務者　村岡　　一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０００号
横浜市港南区野庭町699番地の１　グレイス上永谷第３―104号
債務者　小山　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７７号
横浜市神奈川区子安通３丁目394番地　プラス・ワン横浜908号室
債務者　佐藤　紀行（旧姓高見）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７８号
横浜市神奈川区子安通３丁目394番地　プラス・ワン横浜908号室
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３０号
静岡県浜松市東区笠井町1087番地の１ラ・テールⅠ―202号室、前住所静岡県浜松市東区笠井上町27番地の４
債務者　小倉みさ子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
静岡県磐田市見付4482番地１　マリアパレス１―105号
債務者　野口　栄一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町2865番地、前住所長野県上田市中之条1300番地39
債務者　梶原　敦子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７９２号
岡山県倉敷市児島稗田町1301番地２
債務者　関川　　良
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
岡山市北区西辛川391番地37
債務者　林　　浩司
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部